平成２２年（再ロ）第１号

大分市大字猪野706番地の12

再生債務者　神田　英雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年９月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月12日

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（再ロ）第１号

大津市枝２丁目８番14号

再生債務者　髙野　　敏

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月12日

大津地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第２号

鹿児島県霧島市隼人町神宮１丁目12番45―403号　ユーニーハイツ

再生債務者　村手　洋昭

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月13日

鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２２年（再ロ）第２４号

京都市山科区北花山西ノ野町３番地の16

再生債務者　南　　元雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月13日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１号

北海道苫小牧市明野新町６丁目32番３号

再生債務者　北井　健之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月12日

札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（再ロ）第３号

北海道旭川市大町１条９丁目181番地　廣野ＡＰ106号

再生債務者　千田　久智

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月13日　　旭川地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第４号

北海道旭川市豊岡２条６丁目３番37号

再生債務者　岡音　義隆

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月13日　　旭川地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第１０号

山形県山形市緑町２丁目10番16号

再生債務者　渡邊　直樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月13日　　山形地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第２１号

横浜市金沢区六浦５丁目37番52―203号

再生債務者　浜中　啓介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月13日

横浜地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

記

（甲）

代表理事　郡司　昭三

栃木県那須烏山市鴻野山二三三番地

（戊）烏山たばこ販売協同組合

代表理事　豊田　文雄

栃木県矢板市泉三三番地

（丁）矢板たばこ販売協同組合

代表理事　平澤　昭信

栃木県足利市福居町四五一番地一

（丙）足利たばこ販売協同組合

代表理事　森　　郁夫

栃木県芳賀郡茂木町大字小貫二五四八番地

（乙）茂木たばこ販売協同組合

代表理事　深谷　昭康

栃木県那須塩原市末広町七七番地一一三

（甲）黒磯たばこ販売協同組合

平成二十二年十月二十一日

この決議に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

承認決議は、甲が平成二十二年五月二十日、乙が平成二十二年五月二十四日、丁が平成二十二年五月二十五日、戊が平成二十二年五月二十一日開催の通常総会で終了しております。

この決議に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月二十一日

栃木県那須塩原市末広町七七番地一一三

（甲）黒磯たばこ販売協同組合

代表理事　深谷　昭康

栃木県芳賀郡茂木町大字小貫二五四八番地

（乙）茂木たばこ販売協同組合

代表理事　森　　郁夫

栃木県足利市福居町四五一番地一

（丙）足利たばこ販売協同組合

代表理事　平澤　昭信

栃木県矢板市泉三三番地

（丁）矢板たばこ販売協同組合

代表理事　豊田　文雄

栃木県那須烏山市鴻野山二三三番地

（戊）烏山たばこ販売協同組合

代表理事　郡司　昭三

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十月二十三日

掲載頁　八十八頁（号外第二二四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十月二十三日

掲載頁　八十七頁（号外第二二四号）

平成二十二年十月二十一日

北海道小樽市色内一丁目五番三号

（甲）板谷商船株式会社

代表取締役　板谷　宮吉

北海道小樽市色内一丁目五番三号

（乙）北日本冷蔵製氷株式会社

代表取締役　板谷　宮吉

合併公告

左記組合は合併して、栃の葉たばこ販売協同組合（栃木県宇都宮市簗瀬三丁目二番二三号）を設立し甲、乙、丙、丁及び戊は解散し、栃の葉たばこ販売協同組合は甲、乙、丙、丁及び戊の権利義務一切を承継することにいたしました。

承認決議は、甲が平成二十二年五月二十日、乙が平成二十二年五月二十四日、丁が平成二十二年五月二十五日、戊が平成二十二年五月二十一日開催の通常総会で終了しております。

この決議に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月二十一日

栃木県那須塩原市末広町七七番地一一三

（甲）黒磯たばこ販売協同組合

代表理事　深谷　昭康

栃木県芳賀郡茂木町大字小貫二五四八番地

（乙）茂木たばこ販売協同組合

代表理事　森　　郁夫

栃木県足利市福居町四五一番地一

（丙）足利たばこ販売協同組合

代表理事　平澤　昭信

栃木県矢板市泉三三番地

（丁）矢板たばこ販売協同組合

代表理事　豊田　文雄

栃木県那須烏山市鴻野山二三三番地

（戊）烏山たばこ販売協同組合

代表理事　郡司　昭三

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十月二十三日

掲載頁　八十八頁（号外第二二四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十月二十三日

掲載頁　八十七頁（号外第二二四号）

平成二十二年十月二十一日

北海道小樽市色内一丁目五番三号

（甲）板谷商船株式会社

代表取締役　板谷　宮吉

北海道小樽市色内一丁目五番三号

（乙）北日本冷蔵製氷株式会社

代表取締役　板谷　宮吉

合併公告

左記組合は合併して、栃の葉たばこ販売協同組合（栃木県宇都宮市簗瀬三丁目二番二三号）を設立し甲、乙、丙、丁及び戊は解散し、栃の葉たばこ販売協同組合は甲、乙、丙、丁及び戊の権利義務一切を承継することにいたしました。

承認決議は、甲が平成二十二年五月二十日、乙が平成二十二年五月二十四日、丁が平成二十二年五月二十五日、戊が平成二十二年五月二十一日開催の通常総会で終了しております。

この決議に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月二十一日

栃木県那須塩原市末広町七七番地一一三

（甲）黒磯たばこ販売協同組合

代表理事　深谷　昭康

栃木県芳賀郡茂木町大字小貫二五四八番地

（乙）茂木たばこ販売協同組合

代表理事　森　　郁夫

栃木県足利市福居町四五一番地一

（丙）足利たばこ販売協同組合

代表理事　平澤　昭信

栃木県矢板市泉三三番地

（丁）矢板たばこ販売協同組合

代表理事　豊田　文雄

栃木県那須烏山市鴻野山二三三番地

（戊）烏山たばこ販売協同組合

代表理事　郡司　昭三

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十月二十三日

掲載頁　八十八頁（号外第二二四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十月二十三日

掲載頁　八十七頁（号外第二二四号）

平成二十二年十月二十一日

北海道小樽市色内一丁目五番三号

（甲）板谷商船株式会社

代表取締役　板谷　宮吉

北海道小樽市色内一丁目五番三号

（乙）北日本冷蔵製氷株式会社

代表取締役　板谷　宮吉

合併公告

左記組合は合併して、栃の葉たばこ販売協同組合（栃木県宇都宮市簗瀬三丁目二番二三号）を設立し甲、乙、丙、丁及び戊は解散し、栃の葉たばこ販売協同組合は甲、乙、丙、丁及び戊の権利義務一切を承継することにいたしました。

承認決議は、甲が平成二十二年五月二十日、乙が平成二十二年五月二十四日、丁が平成二十二年五月二十五日、戊が平成二十二年五月二十一日開催の通常総会で終了しております。

この決議に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月二十一日

栃木県那須塩原市末広町七七番地一一三

（甲）黒磯たばこ販売協同組合

代表理事　深谷　昭康

栃木県芳賀郡茂木町大字小貫二五四八番地

（乙）茂木たばこ販売協同組合

代表理事　森　　郁夫

栃木県足利市福居町四五一番地一

（丙）足利たばこ販売協同組合

代表理事　平澤　昭信

栃木県矢板市泉三三番地

（丁）矢板たばこ販売協同組合

代表理事　豊田　文雄

栃木県那須烏山市鴻野山二三三番地

（戊）烏山たばこ販売協同組合

代表理事　郡司　昭三

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十月二十三日

掲載頁　八十八頁（号外第二二四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十月二十三日

掲載頁　八十七頁（号外第二二四号）

平成二十二年十月二十一日

北海道小樽市色内一丁目五番三号

（甲）板谷商船株式会社

代表取締役　板谷　宮吉

北海道小樽市色内一丁目五番三号

（乙）北日本冷蔵製氷株式会社

代表取締役　板谷　宮吉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十月十四日

掲載頁　一一四頁（号外第二二五号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年十月二十一日

愛知県一宮市北方町北方字狐塚郷六六番地

（甲）前島織物株式会社

代表取締役　前島　繁博

愛知県一宮市北方町北方字狐塚郷六六番地前島

（乙）有限会社前島

代表取締役　前島　繁雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

五日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。

なお、この合併については平成二十二年十月十日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月二十一日

熊本県熊本市水前寺六六丁目一八番一号

（甲）財団法人熊本県農業公社

理事長　三島　和隆

熊本県熊本市水前寺六六丁目一八番一号

（乙）財団法人熊本県農業公社

理事長　田　大作

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することに致しました。

組織変更後の商号はＫＲＤ２０２Ｊａｐａｎ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月二十一日

東京都渋谷区宇田川町三六番六号ワールド宇田川ビル

代表社員　ＫＲＤ２０２Ｊａｐａｎ合同会社

職務執行者　阿武　誠二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十月十四日

掲載頁　一一四頁（号外第二二五号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年十月二十一日

愛知県一宮市北方町北方字狐塚郷六六番地

（甲）前島織物株式会社

代表取締役　前島　繁博

愛知県一宮市北方町北方字狐塚郷六六番地前島

（乙）有限会社前島

代表取締役　前島　繁雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月二十一日

熊本県熊本市水前寺六六丁目一八番一号

（甲）財団法人熊本県農業公社

理事長　三島　和隆

熊本県熊本市水前寺六六丁目一八番一号

（乙）財団法人熊本県農業公社

理事長　田　大作

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することに致しました。

組織変更後の商号はＫＲＤ２０２Ｊａｐａｎ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月二十一日

東京都渋谷区宇田川町三六番六号ワールド宇田川ビル

代表社員　ＫＲＤ２０２Ｊａｐａｎ合同会社

職務執行者　阿武　誠二